

## 介護者支援のための新たな視座の考察 —ケアの論理を手がかりにして—

### Considerations on a New Viewpoint for Carers' Support: Based on a Logic of Care

森山 千賀子

#### I はじめに

本研究の目的は、「ケアの論理」を手がかりにして、介護者支援のための新たな視座を探究することである。なお本稿では、「ケア」は「介護」を包含する概念として認識し、ケアの社会化の底流を探りながら、介護者支援の方向性を検討する。

周知のように、介護（ケア）の社会化が叫ばれらる中で介護保険制度が誕生し、早くも10数年が経過している。この間の動向では、2006年の介護保険制度改正以降、「地域包括ケア」という用語が登場し、2015年以降には、本格的な地域包括ケアの体制づくりが各自治体で始まろうとしている。また、2012（平成24）年度の「地域包括ケアシステム研究会の報告書」において、「介護の社会化がさらに進展しても、介護者支援は不可欠」であり、「介護者の位置づけと支援の考え方を改めて整理し、具体的な取組の推進について十分な議論を行うべき」<sup>1</sup>と提言された。日本では、家族等のインフォーマルな介護者への位置づけが、ようやく検討され始めようとしている。

ケアの社会化は、一見すると家族関係からの解放を意味すると思われるが、同時に家庭内「ケア」に関わる道徳が社会的に普遍化する過程であるとも言える。これは、ケアの社会化が、家族をケアから解放する倫理と社会がケアを引き受ける倫理があるからだと考えられる<sup>2</sup>。では何故、家族が家族のケアをするのか、そして社会が人々のケアを引き受けなければならないのか。そこには根源的な意味があると思われる。

「ケア」という言葉は多義的であり、日本では心配・注意・世話・配慮・気遣い・関心などと訳されている。また、「ケア」という言葉が日本に導入されたのは、第二次大戦後にアメリカからの「ケア物資」— The Cooperative for American Remittance to Europe の頭文字 CARE — の提供からである<sup>3</sup>。その後、1960年代には「アフターケア」、「老人ケア」、1970年代には「コミュニティ・ケア」、「デイケア」などが図書や新聞などで用いられたが、医療・看護・介護・福祉・心理・教育・倫理・哲学などの多様な分野に広がったのは、1980年代以降のことである<sup>4</sup>。とりわけ、少子高齢社会の問題、医療や看護の倫理的問題、さらには子どもから高齢者までが抱えるさまざまな課題などを背景に、介護保険制度が施行された2000年を挟んで学際的な議論にもなり、21世紀は「ケアの世紀」とも言われている<sup>5</sup>。

加えて、「ケア」の意味は、ケネディ倫理研究所の『バイオエシックス百科事典』によれば、古代ローマの伝統においては、二つの対抗する意味をもっていたと述べられている。一方は「気がかり、心配、心の重荷」であり、他方は「他者に幸福を与えること、献身、配慮」である。この対抗する二つの意味の中核にはどのような意味があり、「ケア」にはどのような可能性があるのだろうか。

本稿では、「ケア」が持ちうる意味や考え方を整理するために、クーラの神話—ハイデガーのケア論、メイヤロフの『ケアの本質』、ギリガンの

「ケアの倫理—『もう一つの声』』について考察する。その上で、「ケアの社会化」に向けての観点から、介護者支援のための新たな視座について検討する。

## II クーラの神話—ハイデガーのケア論

古代ローマの神話には、ゲエテ、キルケゴール、ハイデガー等にも影響を与えた「クーラの神話」がある<sup>6</sup>。英語の care とラテン語の cura は、形は似ていても語源的には関係はないと言われるが、語義そのものをみると、care と cura は重なる部分が多いため、関係づけて考えることが歴史的にも行われてきた<sup>7</sup>。以下が、C u r a の神話のあらすじである。ハイデガーは著書『存在と時間』の第四十二節の中で、この女神クーラの神話を引用している<sup>8</sup>。

<クーラの神話>

カツテくーら（気遣い）ハ川ヲ渡ルヤ、粘土ノ土地ヲ見ツケタ。思イニフケリツツくーらハソノ一塊ヲ取りアゲ、形ヅクリ始メタ。スデニ作りアゲテシマッタモノニ思イヲメグラシテイル間ニ、ゆびてる（収穫）ガヤッテ来タ。ゆびてるニくーらハ、形ヲエタソノ一塊ノ粘土ニ精神を授ケテクレ、ト願イ、ゆびてるハヨロコンデソノ願イヲカナエテヤッタ。トコロガ、ソノ像ニくーらが自分自身ノ名前ヲツケヨウトシタトキ、ゆびてるハソレヲ禁ジテ、自分ノ名前コソソレニ与エラレルベキダ、ト言イハッタ。くーらトゆびてるトガ名前ノコトデ争ッテイル間ニ、てるす（大地）モマタ立チアガッテ、自分ノ身体ノ一部ヲソノ像ニ提供シタカラニハ、自分ノ名前ガソレニツケラレルベキダト望ンダ。彼ラハさとうるぬす（時間）ニ裁キヲアオギ、彼ハモットモダト思エル次ノヨウナ裁キヲクダシタ。「ナンジゆびてるヨ、ナンジハ精神ヲ与エタユエ、コノ像ガ死ヌトキニハ精神ヲ受ケ取り、ナンジてるすヨ、ナンジハ身体ヲ授ケタユエ身体ヲ受ケ取ルベシ。ダガ、くーらハコノモノヲ最初ニ作りアゲタユエ、ソレガ生キテイル間ハ、くーらがソレヲ所有スルガヨイ。トコロガ、

ソノ名前ニツイテナンジラガ争ッテイル以上、ソレハ明ラカニふーむす（地）カラ作ラレテイルノダカラ、ほも（人間）ト名ヅケルガヨカロウ」。

出典：ハイデガー／原佑・渡邊二郎訳（2003）『存在と時間Ⅱ』中公クラシックスW 29 164—5 頁

ハイデガーは著書のなかで、「くーらが最初ニソレヲ作りアゲタ」とは、人間というこの存在者はおのれの存在の「根源」を気遣いのうちにもっている<sup>9</sup>と述べている。つまり、ケアがはじめて人間を作ったのであるから、ケアによって人間ははじめて人間となる。人間という存在の根底をなすところのケアが、具体的な行為や心情に現れる場合には、人間はケアという根源的なあり方を離れて存在できず、また、ケアによって人間は完成されるのである。これがこの神話の語る人間にとってのケアであると言うのである。

ところで、ハイデガーは現象学の流れをくむ哲学者であり、師はフッサールである。それ故に、後期のフッサールが重視した「意識の志向性」のコンセプトを『存在と時間』の中で全面展開したとも考えられている<sup>10</sup>。『存在と時間』には「ゾルゲ (S o r g e)」というキー概念がでてくる。ドイツ語のゾルゲには、日常の心理的次元にある「心配、不安、気がかり」と他者への「気遣い、配慮、世話」という意味があり、『存在と時間』の英訳では Care と訳されている。つまり、「ハイデガーが、クーラの神話を引用したのは、ゾルゲ (ケア) という概念を説明するための導入」<sup>11</sup>であったと考えられる。広井は「もっとも重要なことは、客観的な「世界」がまずあって「気遣い」があるのではなく、「気遣い」によってこそ世界は価値を与えられ「意味」をもつ<sup>12</sup>と指摘する。「心配」であれ「気遣い」であれ、人間にとってケアは根源的ということが、この神話が意味する事柄なのであろう。

### Ⅲ メイヤロフの『ケアの本質』

ミルトン・メイヤロフ(1924-1979)の原著書『On Caring』は、World Perspective Seriesの一冊(小冊子)として出版された。このシリーズは、エーリッヒ・フロム、ポール・ティリッヒ、鈴木大拙などの有名人の寄稿で知られ、世界的に知られるシリーズの一冊として世に出たことが、無名の彼を一躍有名にしたと言われている<sup>13</sup>。しかし、日本でミルトン・メイヤロフ(以下、メイヤロフ)が語られるようになったのは、翻訳書『ケアの本質—生きることの意味』<sup>14</sup>が1987年に刊行された以降のことではないだろうか。多くの論者がケアについて言及する際に用い、後述するキャロル・ギリガンの『ケアの倫理』の翻訳書の方が1年早い出版ではあるが、哲学的にケア概念をとらえながらも平明な叙述で読者呼び<sup>15</sup>、また、教育学の分野でのケアリング研究の第一人者であるノディングスにも影響を与えた書物である<sup>16</sup>。

ここでは、メイヤロフの「ケアの本質」を以下の3点から述べてみる。

#### 1. 他者の成長を助けることとしてのケア

メイヤロフは、『ケアの本質—生きることの意味』の「1序」において、以下のように述べている。

「一人の人格をケアするとは、最も深い意味で、その人が成長すること、自己実現することを助けることである。(中略)他の人々をケアすることをおして、他の人々に役立つことによって、ケアする人自身の生の真の意味を生きているのである。この世界の中で、私たちが心を安んじていられるという意味において、この人は心を安んじて生きているのである。それは支配したり、説明したり、評価しているからではなく、ケアし、かつケアされているからなのである。」これが、本書の主題である。「ケアされる人が治癒に、また自己実現に向かうばかりではなく、ケアする人その人も変化し、成長を遂げる」<sup>17</sup>こと、すなわち、相互信頼の関係、その関係性がCaringなのである。

また、メイヤロフは、「人々をケアすることのほかに、新構想(哲学的または芸術上の概念(アイデア)、理想、ある共同社会をケアすることもある。この場合においても、他者が成長するのを援助するという共通パターンがある」<sup>18</sup>と述べている。メイヤロフのケアの理論は、人以外の存在も対象にする。それは、ケアという行為や活動が、一人の人間の生涯の価値と諸活動を位置づける働きをしていると考えているからである。

ところで、メイヤロフの理論には、“ケアすること”と(後述する)“場の中にいる”という二つの重要な概念がある。この二つの概念には本文中に脚注がつけられている。それらをここで、記しておきたい。

\*ケアという言葉を一般的に使えるようにするため、人をケアすることだけに用いることが明らかであるとき以外は、それ(it)をケアすると書くことにする。翻訳書19頁

\*“場の中にいる(In-Place)”術語として用いられており、以下にのべることに重要な役割をになう。この語は、術語ではない普通の用語(In Place)と明確に区別できるように、ハイフンを用いて使用することにする。翻訳書116頁

上記の二つは、彼によれば、私たち自身の生を自分たちがもっともよく理解するのに役立つ(おきなすけとなる)概念である。

#### 2. 人をケアすることの特殊な側面

##### —自分自身に対するケア

メイヤロフは、人をケアすることの特殊な側面の章(Ⅳ)において、「人をケアすること」を「他の人をケアすること」と「自分自身をケアすること」に分けて論じている。その中の節「20 自分自身に対するケア」では、以下のように述べている。

「自分自身の中の成長しようという欲求にこたえて、自分自身をケアすることもある。私は、いわば自分自身の保護者となり、自分の人生に責任をとるのである。自分自身に対するケアというこ

とは、“ケアすること”という属 (genus) の中の種 (species) の一つなのである。(中略)

(第一に) 自身をケアするためには、自分自身を他者として感じとることができなくてはならない。それと同時に、私は自分自身から切り離され、別個の存在となったものとしてではなく、私が自分自身と一体となっているものと感じなくてはならない。

第二に、自己へのケアは、自己以外の何物か、あるいは誰かをケアする必要性があることも意味している。《自己と離れた何物か、あるいは誰かに役立つことによって始めて、私は自己充足ができるのである。もし私が自分以外の誰か、あるいは何物かをケアできないのであれば、自己へのケアもできないのである。》<sup>19</sup>

メイヤロフによる「自己へのケア」は、「自己と他者との関係性の中でのケア」として存在するわけであるから、自分自身へのケアだけで完結することはできない。つまり、「<ケア>という自己他者関係への配慮」<sup>20</sup>なのであろう。

### 3. 場の中にいる

#### －人生に意味を与える包括的ケア

前述したが、「場の中にいる」はメイヤロフの理論において重要な概念である。V章20節「ケアは、私がこの世界で“場の中にいる”ことを可能にする」(翻訳書115－123頁)には、次のように記されている。

- ・「場の中にいる」とは、自分にあわない場から逃れ、無関心・無感覚となっている「場の外に」いることは対照をなすものであり、ある場が用意されているわけでもないし、一度は逃れたもののまたその場に戻るようなものでもない。ある根本的に新しいことが、私たち生活の中におこるのである。これはあたかも、ある人が自らの生に対して全面的責任を負うと決心したとき、その人の生に変化が見られるのに似ている。
- ・「場の中にいる」ということは、空間的である

と同様に時間的でもある－これは現在が、時間的であると同様に空間的なことであるのと似ている。

- ・ケアすることが、私が「場の中にいる」ことを可能にするほど全面的・包括的なことであるとすれば、ケアは、私に特有の能力に根ざし、自分に与えられた才能を十分に活用できなければならない。活用されないのなら自分自身をケアしなければならない。
- ・私のケアが、私が「場の中にいる」ことができるほど十分包括的ならば、ケアはお互いに調和がとれ、矛盾があってはならない。

つまり、「場の中にいる」とは、私と補充関係にある対象 (Appropriate others) への私のケアによって、全人格的に統合された生を生きること<sup>21</sup>である。メイヤロフは、補充関係にある対象をケアし場の中にいる時は、人は自律すると述べる。「自律 (Autonomy) ということは、私が自己の生の意味を生きることである、と言い換えられる」<sup>22</sup>、「《“自分自身の生”を生きるためには、私はケアすることと自分の生に対し責任をもつことをとおして、私の生を自分のものとしなければならない》<sup>23</sup>。」

包括的ケアとは、対象へのケアを中心として生活全体を統合することである。メイヤロフの理論によれば、「ケアは他者の成長を助けると同時に、本来の自己や自由の実現にも寄与する」<sup>24</sup>のものである。

### IV. ケアの倫理－もうひとつの声

メイヤロフの著書は、「ケアの哲学書」という意味合いが強いが、キャロル・ギリガン (以下、ギリガン) の『もうひとつの声－男女の道徳観のちがいと女性のアイデンティティ』<sup>25</sup>は、「ケアの倫理」という様式によって、ケアが着目されるきっかけになった著作である。原著書は1982年に出版されたが、彼女の問題提起は、道徳発達理論にとどまらず、倫理学、政治哲学、福祉政策、市民社会論など、多岐にわたる分野で今もなお応

用され続けている。また一方では、フェミニストたちから「ケア」の称揚が男女の性差を固定するなどの批判もあり、様々な論議が巻き起こった。

ここでは、コールバーグとギリガンの思考モデルから「ケアの倫理—もうひとつの声」について検討する。

### 1. 道徳発達理論の限界性

ギリガンは、「正義に基づく思考」とは対照的な性格を示す「ケアの倫理に基づく思考」について論及し、この二つの思考を、「正義の倫理」(ethic of justice) と「ケアの倫理」(ethic of care) と名付けた。彼女の研究のねらいは、師であるコールバーグ (1927 - 1987) の「男性中心の道徳発達理論」を乗り越えることであった。

コールバーグは、1960年頃から道徳性の発達を段階的に捉え、彼の示す「三水準六段階モデル理論」<sup>26</sup>は、ギリガンによる簡略化モデルでは、

(1) 前慣習的モデル：個人の要求にもとづいた自己中心的な公平さの理解(第一段階, 第二段階)から、(2) 慣習的モデル：社会的合意を共有した慣習のなかに固定された公平さの概念(第三段階, 第四段階)になり、ついには、(3) 慣習的モデル：同等性と相互作用の観点から、自由にくみかえることのできる論理に立つ公平さの原理に従った理解(第五段階, 第六段階)に至り<sup>27</sup>、道徳性は最終的には、普遍的倫理的原則を志向する段階に進むとされる(表1参照)。そして、彼の図式を女性に当てはめると、大半の女性は第二か第三段階におさまってしまう。これに対してギリガンは、女性の道徳性が男性に比べて劣っているのではなく、従来の人間一般の成長発達理論そのものに欠陥があり、人間一般という概念規定には限界があると考えた。

そこでよく知られている事例が、「重篤の病にある妻を助けるため、金のないハインツは薬を盗みに入るべきか」という道徳的ジレンマの問題である。以下がその内容である。

### 2. ハインツのジレンマ

#### —ジェイクとエイミーの対応の違い

ハインツという男がおり、「自分は買う余裕がない薬を、妻の命を救うために盗むべきか否かを考えている。」という問いを11歳の子どもたちに提示して、どのような答え方をするかを聞くという、コールバーグによる面接実験である。ジェイクという男の子は、命はお金よりも尊いからという理由で盗むことを肯定する。その際、ジェイクは法を単純に無視するわけではなく、法律の意義を認めた上で、価値の高低を比較して高いものを低いものより優先するという判断を「数学的な」論理として正当化する。これに対し、エイミーという女の子は、盗んではいけないけれど、妻を死なせてもいけないとして戸惑い現した。その際の戸惑いは、盗んではいけないとする理由は法が禁じるからという形式的理由よりも、盗んだハインツが刑務所に送られるなら妻の病気は一層重くなるかもしれないという人間関係的・文脈的なものである。エイミーは世界を自立した人々からなるというよりも関係性からなると捉え、規則のシステムによってよりは人間関係によって結びつけられていると考える。こうした関係性はしばしばジレンマを生むため、彼女は自分の考えについて問いただされるとうろたえたり、混乱したりする。そのことがジェイクに比べて「成熟していない」と判断される理由ともなる。

・キャロル・ギリガン／岩男寿美子監訳『もうひとつの声』第2章 人間関係のイメージ より

ギリガンによれば、コールバーグの理論をジェイクとエイミーに当てはめると、ジェイクは第三・第四段階の混在した慣習的レベルであり、エイミーは一段階低い前慣習的レベルと慣習的レベルの中間段階にあることになる。つまり、どのように違うのかと言えば、ジェイクは、法律の意義を認めながらも財産と生命の価値を比較し、数学的論理として生命の優先を正当化する。これに対してエイミーは、コールバーグの理論では法や道徳

の概念を体系的に考えられず、論理的に構築できないと判断される。しかし、ギリガンはエイミーにとっての道徳的ジレンマは、「数学の問題ではなく人間に関する、時間を越えてひろがる人間関係の物語」<sup>28</sup>であると指摘する。エイミーは「だれかが、だれかを助けることのできるなにものかをもっているのなら、それをその人たちに与えないことは正しくない」<sup>29</sup>という信念をもち、妻と夫との関係に配慮して、薬屋との関係を絶つよりも維持する方法をみつけることが、道徳的な問題解決につながると考えているのである。

### 3. 正義の倫理とケアの倫理

表1は、コールバーグとギリガンの道徳性の発達モデルの違いを表したものである。

コールバーグによる道徳判断の発達には、自己中心的な判断から社会的判断へ、そして最終的には普遍的な判断へと発達し、このように進むことが正しいという前提となっている。したがって「正義の倫理」は、個人を他人から分離した独立の人格として認める枠組みであるから、このモデルでは、自分自身の問題と同時に、まわりの人間関係を配慮する「ケアと責任」の観点は、自己中心的で具体的で個別的な人間関係にこだわった未発達な段階でしかないことになる。

表1 コールバーグとギリガンの道徳性の発達モデルの違い

ギリガンによるコールバーグモデル	ギリガンの道徳性の発達モデル
<ul style="list-style-type: none"> <li>・前慣習的レベル（第一段階・第二段階） 個人の要求にもとづいた自己中心的な公平さの理解</li> <li>・慣習的レベル（第三段階・第四段階） 社会的合意を共有した慣習のなかに固定された公平さの概念</li> <li>・後慣習的レベル（第五段階・第六段階） 同等性と相互作用の観点から、自由にくみかえることのできる論理に立つ公平さの原理に従った理解</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・レベル1 個人的生存への志向 (自分の生存のために自分自身に配慮する)</li> <li>・移行期1 利己主義から責任性へ (自己の欲求と、他者とのつながり—責任への志向との葛藤が現れる)</li> <li>・レベル2 自己犠牲としての善良さ (ステレオタイプの女性的善良さで世界を構成化し、自己犠牲によって葛藤を解決する)</li> <li>・移行期2 善良さから真実へ (他者に対してと同様自己に対しても責任を担うようになり、自分が持っている現実の要求に正直に直面する)</li> <li>・レベル3 非暴力の道徳性 (配慮と責任は自己と他者の両者に向けられ、傷つけないことが道徳的選択の普遍的なガイドとなる)</li> </ul>

\*コールバーグモデル：キャロル・ギリガン／岩男寿美子監訳（1986）43頁

\*ギリガンモデル：山岸明子（1995）『道徳性の発達に関する実証的・理論的研究』風間書房 230頁より作成

一方、ギリガンのモデルでは、発達の第1レベルでは自己志向的であるが、発達が進むほど「自己」と「他者」との関係性に配慮し、他者への責任の意識が生まれる。さらに最終の第3レベルになると、配慮と責任は自己と他者の両者に向けられ、「傷つけないこと」が普遍的な道徳的行為となる。彼女の「ケア」の倫理とは、「他人のニー

ズに応え、他人の状況に埋没して行動すること」<sup>30</sup>である。道徳性の発達理論を男性の一面的な論理と考えれば、他人のニーズを受け止め、他人の世話をする女性型の責任志向の論理は、自主独立的な個人を基本とした「正義の倫理」と並んで「もうひとつの声」として一般化すべきであり、「ケアの倫理」は初めから対人関係を前提とした感情

に基づくものである。したがって、「もうひとつの声」は、テーマの違いからくる「異なる声」であり、性の違いによる「異なる声」という意味ではないことを押さえておく必要がある。他者を思いやるという感情に根ざした「ケア」という道徳性、そして「誰一人として傷つけられるべきではない」(非暴力)という「もうひとつの倫理」である<sup>31</sup>。

#### 4. ケアの倫理への批判

「ケアの倫理」として語られる「もうひとつの声」は、女性の声と密接に関係しているため、彼女の「ケアの倫理」は、フェミニストたちから厳しい批判を受けた。

それらは、「ケアの視点」を持つことができるのは、女性だけというような語りが、性別役割分業のなかで、「ケア」を女性に限定する。また、すぐれた女性の特質として、「ケア」を称揚することが、性差別的な文化の文脈や男女間の力関係のなかで、女性を下位にとどめる可能性があることへの危惧である。さらに、他者へのケアや責任性を主張するあまりに、自己犠牲的なケアにならないかという批判である。

ギリガンは、さまざまな反響や批判にも関わらず、1993年の第2版の内容を改訂してはならず、序文のなかで「新しい会話のスタート」であると述べている<sup>32</sup>。今もなお、多様な分野で応用されているのは、「ケアの倫理」が女性の倫理ではなく社会的に求められる有用な「もうひとつの声」として認識されているからではないだろうか。

#### V. ケアの社会化

##### －介護者支援のためのケア論への視座－

日本では、介護保険制度が誕生する1990年代半ば以降、「高齢社会をよくする会」などの市民団体の運動に支えられ、「介護(ケア)の社会化」が叫ばれてきた。また、倫理・哲学(市野川、広井)、社会学(上野、牧里)をはじめ多様な分野の論者から「ケアの社会化」は語られてきた<sup>33</sup>。

ここでは、これまで述べてきたケアの根源的意味やケアの本質などから導きだされた見解を踏まえながら、N. フレイザーの「普遍的ケア提供者モデル」、介護者の多様化とケア、倫理の二つの関係性から、介護者支援のための新たな視座について検討する。

#### 1. ジェンダーとケア

##### －「普遍的ケア提供者モデル」

ジェンダーとケアとの関係は、これまでの議論では、女性の無償労働としてのケアワークの存在が指摘されてきた<sup>34</sup>。しかし、ジェンダーの公平性という観点から男女がともにケアを担うという考え方が、新しいシチズンシップの構想として展開されている。それは、ナンシー・フレイザー(以下、フレイザー)による「普遍的ケア提供者モデル」(Universal Caregiver Model)である<sup>35</sup>。

上記のモデルは、日本における右肩上がり時代の「男性稼ぎ主モデル」(家庭内での女性のアンペイドワーク)でもなく、すべての市民が労働市場に関与する「総稼ぎ手モデル」でもなく、国家(市民社会)が家庭内のケアワークに対する社会的・経済的評価を高めることを目指す「ケア提供者対等モデル」でもなく、「男女のどちらもが稼ぎ手であり市民としてケア提供者として関わる」というものである。フレイザーは、ジェンダーの公平という観点からこのモデルが最も望ましいと評価している。

本稿では、ケアの根源的意味やケアの本質について考察してきたわけであるが、クーラの神話では、「人間という存在の根底をなすところのケアが、具体的な行為や心情に現れる場合には、人間はケアという根源的なあり方を離れて存在できない」と解釈され、メイヤロフは、「ケアは他者の成長を助けると同時に、本来の自己や自由の実現にも寄与する」ことが、「ケアの本質」と指摘する。さらに、ギリガンは、ケアの倫理は女性の倫理ではなく「もうひとつの声」として提起する。そうであるならば、これまでの社会通念が性的役割分

業のもとで「女性によるケア」として語られてきたことを改め、市民の誰もがケア提供者になるという、ケアの根源的なあり方に立ち戻ったと解釈することができるのではないだろうか。同時に、ケアを私的領域から社会化へと促す要因にもなると考えられる。

また、誰もが日常的にケアに関わり、かつ社会的にも経済的にも不利益にならない社会システムは、誰もが包含される市民社会づくり、換言すれば、新しいシチズンシップの構想であろう。つまりは、これからの地域包括ケアが示す「ケア」のありようが、ケアする人もケアされる人も包含するものになるのかどうかを問われる課題ではないかと考える。

## 2. 介護者の多様化－身近な他者とのケア関係

今日における日本の介護者の様相は、同居世帯の中で男性介護者が全国平均でも3割を越えている。また、後期高齢期の介護者（夫婦・兄弟姉妹・親子－老障介護）も多く、「5世帯に1世帯は介護者がいる」<sup>36</sup>ことも明らかにされている。さらに、単身者世帯が増えている中で、通い介護者、遠距離介護者家族も増え、その形態も多様化している。加えて、国際的な見地からみれば、EUの介護者の定義では、介護者は「病弱・衰弱あるいは傷病ゆえに支援する必要がある家族、パートナー、友人、あるいは隣人を介護する人。彼らが提供する介護は無償である」<sup>37</sup>とされ、「具体的な他者の生/生命への配慮は、必ずしも性や血の結びつきによらない配慮やケアの関係性」<sup>38</sup>をつくり出していると考えられる。

斎藤は、「近年、互いの生を支援し合うキンシップ (kinship) は、グループホームや自助集団などにみられるように、家族という枠を越えてさまざまなかたちをとりはじめている」<sup>39</sup>と述べている。確かに、コミュニティサロンや介護者サロンといったところには、要介護者も介護者も複数おり、それぞれがケアされケアする関係でもあったりする。介護者支援に引きつけて考えてみると、

家族という枠をこえ、小集団の顔の見える関係に加え、多様な他者との関係によって、ケアしている人がケアされケアする関係が生まれている。

介護者の多様化に考慮した「ゆるやかな「帰属」の場」<sup>40</sup>とも考えられるコミュニティサロンや介護者サロンなどの地域の居場所は、ケア論や介護者支援にとって示唆的である。つまり、そこで出会った他者とのケア関係が、日常的なケア関係による閉塞感や孤立感を防ぎ、ケアする人の複数化・多様化にもつながるという見方も考えられる。メイヤロフのケアの本質にもあるように、ケアし、かつケアされるなかで人間は生きているのである。それゆえに国家や企業社会がケアを引き受けるだけではなく、身近な他者と場がケアを引き受ける多様なケアのありようにも、注目する必要があるのではないだろうか。

## 3. 倫理の二つの関係性

ケアは、人・構想・芸術などを含んだ他者との関係性を問うているのであるが、一般的には「ケア＝「人と人との」関係性」<sup>41</sup>のあり方として問われることが多い。その際には、ギリガンが指摘しているような男性と女性、あるいは日本的な表現で父性と母性といった形で人と人との関係を示すことがある。男性・父性は正義や個人を尊重し、女性・母性は、場への所属や関係といったことを尊重する。

表2は、臨床心理学者の河合隼雄が表した父性原理と母性原理の表である。父性原理は「切る」・「個」の独立、契約関係、個人責任などを大切にし、母性原理は「包む」・「場の維持」・共生感・場の責任などを大切にしている。河合の父性と母性という表現は、性差を強調したものではない。ギリガンが初版の翻訳書のまえがきに、「日本の社会が相互依存を尊重し、「甘え」で動いている」<sup>42</sup>と記しているように、アメリカは自立や個人の権利に価値を置き、日本とは対照的であると指摘している。したがって、正義の倫理とケアの倫理と同様に、「切る」「包む」といった対比は他者と



のかかわり方の違いを示していると解釈できる。

一方、表3は広井良典が2つの社会／関係性のあり方を示した表である。広井は、タイプ（1）にケア（広義）を入れ、それぞれの社会は、その風土や社会構造にあった人と人との関係性（＝ケアのあり方）を進化させてきたが、日本の社会は、都市化や社会構造の変化に、ケア（人と人との関係性）の進化が追いついておらず、タイプ（2）の社会のもつ問題が非常に深刻化している。また、通常はタイプ（2）をケアとみるが、タイプ（1）も社会構造に応じて、広い意味での「ケア」

のあり方としてとらえたいと指摘する<sup>43</sup>。

このような議論に関連して、少し強引ではあるが高橋隆雄の「ケア的倫理の補完としての権利」<sup>44</sup>について検討したい。高橋もギリガンの指摘にあるように、アメリカと日本の思想風土の違いを考慮し、ケア的傾向が強い国では「ケア的倫理の補完としての権利概念」が要請されると指摘する。その際に、バランスのとれた状態が「ケアの本性」とするならば、権利による補完が必要となるとして、以下の2点をあげている。

表2 父性原理と母性原理

	父性原理	母性原理
機能	切る	包む
目標	個人の確立 個人の成長	場への所属（おまかせ） 場の平衡状態の維持
人間観	個人差（能力差）の肯定	絶対的平等感
序列	機能的序列	一様序列制
人間関係	契約関係	一体感（共生感）
コミュニケーション	言語的	非言語的
変化	進歩による変化	再生による変化
責任	個人の責任	場の責任
長	指導者	調整役
時間	直線的	円環的

出典：河合隼雄（1992）『子どもと学校』岩波書店

表3 2つの社会／関係性のありかた

タイプ（1）（普遍的な）規範の独立性	タイプ（2）「関係」による調整
都市	農村
文明	文化
父性的	母性的
ケア（広義）	ケア（狭義）

出典：広井良典（2005）『ケアのゆくえ 科学のゆくえ』岩波書店

- 1) 逸脱したケア、好ましからざるケア（悪しきケアの類型：①感情や気分依存されるケア、②相手の自由を奪うような支配的ケア）が生じないために、ケアの対象に権利を認める。
- 2) 当事者間の「よき関係」の形成・維持を前提としつつ、権利を有するもの間の対話による合意形成。  
また、ケアということを広義にとらえ、個人間

のケア関係ではなく、「ヘルスケア」や「福祉」のように、国家と個人の間にもケアが成り立つこと。そのための権利の内容は、以下のように区別される。

- A ケアされる権利：  
養育される・介護される権利、教育を受ける権利、医療を受ける権利、社会保障を受ける権利等

## B 自律のための権利：

自由（生命・身体・思想・信条・幸福追求に  
かんで）である権利，所有権，参政権等

このAとBは，これまでの権利概念が，自由  
権から社会権という流れであったこととは異なり，  
ケア的倫理の補完としての権利は，社会権から  
自由権へ，つまりは，感情や気まぐれによらず  
適切にケアされることに関する権利が一番あり，  
次に，支配的・束縛的ケアから解放され自律  
することに関する権利が置かれる。

さらに，良き関係の形成・維持のための自己評  
価には，①姿勢・態度の不断の点検（対象に対す  
る責任としての意味群）と②声なき声，沈黙の言  
葉を聞く（対象に対する呼応としての意味群）  
の2つがあり，自己評価をする場合の基準として  
は，メイヤロフがケアの本質的要素としてあげた  
ものが参考になるとしている。

「自己のケア」は，「自己と他者との関係性の中  
でのケア」であり，ケアは他者の成長をたすけ，  
自己の自由の実現にも寄与する」というのが，メ  
イヤロフのケア論である。バランスのとれた状態  
が「ケアの本性」とするならば，ケアの概念を広  
くとらえ，権利による補完が求められ，そのよう  
な意味において「ケア的倫理の補完としての権  
利」は，介護者支援の視座として有用になると考  
えられる。

ちなみに，表4は英国を含むEU諸国23カ国  
の介護者憲章草案である。また，日本の介護者支  
援団体である日本ケアラー連盟<sup>45</sup>は，次頁の4  
つを基本方針として掲げ，活動を行っている。

## ＜メイヤロフのケアの本質的要素＞

1. 知識（知ること）
2. リズムをかえること（種々の観点をもつ）
3. 忍耐
4. 正直（自分に正直—自分がしていることが他者の成長を助けているのか）
5. 信頼
6. 謙遜
7. 希望
8. 勇気

表4 ＜イギリスを含む23カ国の介護者憲章草案（2006年公表）＞

- ①介護者は，コミュニティケアにおいて中心的な役割を担うことから，その役割が承認されなければならない。
- ②介護者は，情報の容易な入手をはじめ助言および訓練の機会に簡便に参加出来なければならない。
- ③介護者は，介護者になることと介護負担の程度について自由に選び取る権利を持たなければならない。
- ④介護者は，介護者としての役割を担うために経済的にはもとより実際的かつ情緒的な援助を必要とする。
- ⑤介護者は，介護から離れる機会を必要とする。このために，介護者と要介護者に相応しく，両者に歓迎されるレスパイトケアの利用が必要である。
- ⑥介護者は，その健康を維持するために医療保障の権利を持つ。
- ⑦介護者は，社会に参加して社会的ネットワークを結ぶ権利を持たなければならない。
- ⑧介護者は，仕事と介護との両立を自発的に選択する権利を持つ。
- ⑨介護者は，老齢年金や労働災害などの社会保障に関わる諸権利を保障され，これによって介護に伴う社会的な排除の危険を抱え込まないようにしなければならない。

出所：三富紀敬（2007）「＜論説＞介護者支援の国際的な展開とイギリス位置」『静岡大学経済研究』136頁

<日本ケアラー連盟による4つの基本方針>

・介護される人，する人の両当事者がともに尊重される。
・無理なく介護を続けることができる環境を醸成・整備する。
・介護者の社会参加を保障し，学業や就業や社交，地域での活動などが続けられるようにする。
・介護の経験と，人々の介護者への理解と配慮がともに活かされる社会（地域）をつくる。

「ケア的倫理の補完としての権利」については，さらに熟慮する必要があると考えるが，介護者支援団体の動向も視野に入れながら，検討して行くことも必要であろう。

## VI おわりにー結びにかえて

「ケアの論理」を手がかりにして，介護者支援のための視座を探究してきた。結びとまではいかないが，いくつかの点において示唆的であった。それらは，①クエラの神話では，「人間はケアという根源的なあり方を離れて存在しえない」ということ。②メイヤロフのケアの本質では，「ケアは他者の成長を助けると同時に，本来の自己や自由の実現にも寄与する」，そして，「自己へのケアは，ケアすることに属し，自己と他者との関係性の中でのケアとして存在する」。③さらに，ギリガンも指摘しているように，ケアの倫理は女性の倫理ではなく「もうひとつの声」であり，男性・父性は正義や個人を尊重し，女性・母性は場の所属や関係といったことを尊重する他者との関わり方の違いである。④ケアのあり方（＝人と人との関係性）を広義にとらえるのなら，「ケア的倫理の補完としての権利」ー権利論として組みかえることーも可能になる。⑤市民の誰もがケア提供者になるという，ケアの根源的なあり方に立ち戻るといふ解釈が，地域をベースにした市民社会の構想，すなわち「地域包括ケア」の推進にどこまで役立つのかといった課題などである。

最後に，家庭内のケアを保育や介護サービスなどで支えし「脱家族化」<sup>46</sup>を目指してきた北欧式

福祉国家モデルと言われるスウェーデンにおいて，1990年代以降に家族介護者の存在を再認識し介護者支援に積極的に乗りだしていったのは，ケアを社会が引き受けたとしても介護役割を担う介護者がおり，その存在を承認し，同時に自由に選び取る権利を認めてきたからであろう。三富は介護者の存在を社会的排除との関係で問い，「介護者の「生活の質」を高めるならば，介護者が日常生活上の援助を手がけながら自らの生活を享受する自由も実際に確保される」と主張する<sup>47</sup>。メイヤロフが「ケアは他者の成長を助けると同時に，本来の自己や自由の実現にも寄与する」と述べるように，人間にとってケアが根源的であるならば，より良いケアのために選び取る自由との関係も検討しなければならないであろう。

### 【注】

<sup>1</sup> 地域包括ケア研究会『持続可能な介護保険制度及び地域包括ケアシステムのあり方に関する調査研究事業報告書』平成24年度厚生労働省老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業）三菱UFJリサーチ&コンサルティング2013.3 9頁 下線は筆者加筆

<sup>2</sup> 塩野谷祐一（1996）「ノーマライゼーションとケアの倫理学『都市問題研究』第48巻4号，都市問題研究会28－29頁

<sup>3</sup> CAREとは，The Cooperative for American Remittance to Europe（対欧送金組合）の略で，1945年11月に，戦後のヨーロッパを支援するために，アメリカの22の団体が協力して設立したのが始まりであった。当時のCAREの支援活動は，食料，衣類などの生活必需品が詰められた「CAREパッケージ」という箱をヨーロッパの被災者に送るものであり，日本への援助は1948年6月から始まった。公益法人ケアインターナショナルジャパンHPより（2014.4.26）。日本への救済物資援助は，1946年9月に発足したアメリカの援助団体「ララ物資（アジア救済連盟）」の方が先であった。

- <sup>4</sup> 高橋隆雄 (2008) 『生命・環境・ケア—日本の生命倫理の可能性—』九州大学出版 5—8 頁
- <sup>5</sup> 文部科学省所管の独立行政法人日本学術振興会は、21 世紀は「ケアの世紀」として、時限付きであるが 2012 (平成 24) 年度～2014 (平成 26) 年度の期間で「科学研究費助成事業」の分野に「ケア学」を設けた。
- <sup>6</sup> 高橋隆雄 (2008) 9 頁
- <sup>7</sup> 加藤直克 (2004) 「ケアとは何か—クーラ寓話を手がかりとして」平山正実・朝倉輝一編著『ケアの生命倫理』106—8 頁。ラテン語の cura の語義には、「対象に向けての姿勢、態度、行動、責任ある判断」などの意味群と、「心配、苦悩、悲しみをもった人間の感情・情念」などの意味群がある。
- <sup>8</sup> ハイデガー／原佑・渡邊二郎訳 (2003) 『存在と時間Ⅱ』中公クラシックス W 29 注によれば、著者は、K・プールドハの『ファウストと気遣い』という論文をつうじて、現存在を気遣いとして実存論的・存在論的に学的に解釈する証列に突き当たった。プールドハが示しているのは、ゲーテがヒギヌスの寓話二二〇版として伝承しているクーラ寓話をヘルダーから受けついで、彼の『ファウスト』第二部のために改作したということである。
- <sup>9</sup> 前掲書 165 頁
- <sup>10</sup> 広井良典 (1997) 『ケアを問い直す—く深層の時間>と高齢化社会』ちくま新書 132 31 頁
- <sup>11</sup> 加藤直克 (2004) 109—110 頁
- <sup>12</sup> 広井良典 (1997) 『ケアを問い直す—く深層の時間>と高齢化社会』ちくま新書 132 31 頁
- <sup>13</sup> 高橋隆雄 (2013) 「メイヤロフ: ケア論への道」『先端倫理研究 7』熊本大学 112 頁
- <sup>14</sup> M・メイヤロフ／田村真・向野宣之訳 (1987) 『ケアの本質—生きることの意味』ゆりみ出版
- <sup>15</sup> 高橋隆雄 (2008) 18 頁
- <sup>16</sup> Noddings, N.(1984)Caring: Approach to Ethics & Moral Education, Berkley: University of California College Press. ネル・ノディングス／立山善康他訳 (1997) 『ケアリング 倫理と道徳の教育—女性の観点から』晃洋書房
- <sup>17</sup> M・メイヤロフ／田村真・向野宣之訳 (1987) 228—229 頁 訳者あとがき
- <sup>18</sup> M・メイヤロフ／田村真・向野宣之訳 (1987) 14 頁
- <sup>19</sup> M・メイヤロフ／田村真・向野宣之訳 (1987) 103—106 頁 (第一に) は著者による加筆である。
- <sup>20</sup> 森村修 (2000) 『ケアの倫理』大修館書店 91 頁
- <sup>21</sup> M・メイヤロフ／田村真・向野宣之訳 (1987) 126 頁
- <sup>22</sup> M・メイヤロフ／田村真・向野宣之訳 (1987) 161 頁
- <sup>23</sup> M・メイヤロフ／田村真・向野宣之訳 (1987) 162 頁
- <sup>24</sup> 高橋隆雄 (2013) 116 頁
- <sup>25</sup> キャロル・ギリガン／岩男寿美子監訳 生井久美子・並木美智子共訳 (1986) 『もうひとつの声—男女の道徳観のちがいと女性のアイデンティティ』川島書店
- <sup>26</sup> コールバーグ理論は、山岸明子 (1995) 『道徳性の発達に関する実証的・理論的研究』風間書房に詳しい。
- <sup>27</sup> キャロル・ギリガン／岩男寿美子監訳 (1986) 43 頁
- <sup>28</sup> キャロル・ギリガン／岩男寿美子監訳 (1986) 45 頁
- <sup>29</sup> キャロル・ギリガン／岩男寿美子監訳 (1986) 45 頁
- <sup>30</sup> 塩野谷祐一 (1996) 27 頁
- <sup>31</sup> 斎藤真緒 (2003) 「「ケア」をめぐるアポリアー—「ケア」の理論的系譜—」『立命館人間科学研究』第 5 号 200 頁
- <sup>32</sup> Gilligan, C.(1993)In a different voice: Psychological theory and women's development, second edition, Harvard University Press.

- <sup>33</sup> 市野川容孝 (2000) 「ケアの社会化をめぐる」『現代思想』28[4]114 - 125 頁, 広井良典 (2000) 『ケア学』医学書院など。上野千鶴子他 (2002) 「介護の社会化—新たな領域の発見」『現代思想』30[7]58 - 87 頁, 牧里毎治 (1992) 「地域からみた家族福祉」野々山久也編著『家族福祉の視点—多様化するライフスタイルを生きる』ミネルヴァ書房 197 - 227 頁
- <sup>34</sup> 下夷美幸 (2003) 「高齢者介護とジェンダー: 家族支援によるジェンダー改革の可能性」『国立女性教育会館研究紀要 vol.7』33-43 頁
- <sup>35</sup> Fraser, Nancy (1997), *Justice Interruptus: critical reflections on the “postsocialist” condition*, Routledge. (= 2003 仲正昌樹監訳『中断された正義—「ポスト社会主義的」条件をめぐる批判的省察』お茶の水書房
- <sup>36</sup> N P O 法人介護者サポートネットワークセンター・アラジン「家族(世帯)を中心とした多様な介護者の実態と必要な支援に関する調査研究事業報告書」平成 22 年度老人保健事業推進費等補助金老人保健健康増進等事業 2011 (平成 23) 年 3 月
- <sup>37</sup> EUROCARERS, (2008)
- <sup>38</sup> 斎藤純一 (2008) 『政治と複数性 民主的な公共性に向けて』岩波書店 195 頁
- <sup>39</sup> 前述書 195 頁
- <sup>40</sup> 斎藤真緒 (2003) 207 頁
- <sup>41</sup> 広井良典 (2005) 『ケアのゆくえ 科学のゆくえ』岩波書店 205 頁
- <sup>42</sup> キャロル・ギリガン/岩男寿美子監訳 (1986) 日本語版へのまえがき ii
- <sup>43</sup> 広井良典 (2005) 『ケアのゆくえ 科学のゆくえ』岩波書店 220-223 頁
- <sup>44</sup> 高橋隆雄 (2008) 『生命・環境・ケア—日本の生命倫理の可能性—』九州大学出版 208-215 頁
- <sup>45</sup> 日本ケアラー連盟 H P 参照 [http://carers/japan.com/\(2014.3.26\)](http://carers/japan.com/(2014.3.26))
- <sup>46</sup> 「脱家族化」は、フェミニストの家父長制批判を踏まえて加えられた指標で、「家族や婚姻関係から自立して経済的資源をえることができる」程度をいう。G. エスピン・アンデルセン著/渡辺雅男・渡辺景子訳『ポスト工業経済の社会的基礎—市場・福祉国家・家族の政治経済学』桜井書店 (2000) 45 頁
- <sup>47</sup> 三富紀敬『欧米の介護保障と介護者支援—家族政策と社会的包摂, 福祉国家類型論—』ミネルヴァ書房 (2010) 215 頁

## 【参考文献】

- ・安達智則・森山千賀子編著 (2012) 『介護の質「2050 年問題」への挑戦』クリエイツかもがわ
- ・中山将・高橋隆雄編 (2001) 『熊本大学生命倫理研究会論集 ケアの射程』九州大学出版会
- ・中山兪 (2005) 『社会福祉原論 人間福祉と生命倫理の統合を哲学する』弘文堂
- ・川本隆史 (1995 = 2000) 『現代倫理学の冒険—社会倫理のネットワークングへ』創文社 現代自由学芸叢書
- ・安井絢子 (2010) 「ケアとは何か—メイヤロフ, ギリガン, ノディングスにとっての「ケア」』『哲学論叢 37』京都大学 119 - 130 頁
- ・浅倉輝一・平山正実編著 (2004) 『ケアの生命倫理』日本評論社
- ・斎藤真緒 (2010) 「介護者支援の論理とダイナミズム—ケアとジェンダーの新たな射程—」『立命館産業社会論集』第 46 号第 1 号 155 - 171 頁
- ・武川正吾編 (2013) 『公共性の福祉社会学 公正な社会とは』東京大学出版会
- ・マイケル・イグナティエフ (1999) 添谷育志・金田耕一訳『ニーズ・オブ・ストレンジャーズ』風行社
- ・服部高宏 (2000) 「法システムと「思い遣りの倫理」—看護倫理をめぐる論議をてがかりに—」『人間の尊厳と現代法理論』成文堂 587 - 607 頁